

(様式第2号)

会 議 録

令和2年12月4日作成

会議の名称	令和2年度 第1回島本町介護保険事業運営委員会			
会議の開催日時	令和2年10月27日(火) 午後2時～3時45分			
会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室			
公開の可否	☑・一部不可・不可	傍聴者数	2名	
非公開の理由 【非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合】				
出席委員	委員	明石委員長、岸委員、原田委員、東田委員、井上委員、柏委員、東委員、杉木委員、湊本委員、永井委員、林委員、宮本委員		
	事務局 (健康福祉部)		原山部長、多田次長	
		いきいき健康課	大辻課長、藪内参事、大西主査、毛戸主査	
		保険課	浴課長、片岡係長、永山主査	
会議の議題	(1) 委員長及び職務代理者の選任について (2) 地域包括支援センター委託後の運営状況報告 (3) 第8期保健福祉計画及び介護保険事業計画について (4) その他			
決定事項等	別紙のとおり			
審議等の内容	別紙のとおり			
配布資料	資料1-1	令和2年4月1日からの島本町地域包括支援センターについて		
	資料1-2	令和2年度島本町地域包括支援センター事業計画		
	資料1-3	令和2年度島本町地域包括支援センター運営状況(上半期分)		
	資料2-1	第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール		
	資料2-2	アンケート調査結果報告書(案)		
	資料2-3	第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画(素案)		
	参考資料	基本指針について		
	説明原稿	資料1-1から資料2-3までの説明原稿		
	その他1	第7期 島本町 保健福祉計画及び介護保険事業計画		
	その他2	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		
	その他3	在宅介護実態調査		
	当日配布	チラシ(島本町地域包括支援センターに関するもの)		
	当日配布	島本町認知症ケアパス		

令和2年度第1回・島本町介護保険事業運営委員会 議事内容（要点）

1 委員長及び職務代理者の選任について

委員長 種智院大学 明石委員

職務代理者 高槻市医師会 岸委員に決定

2 地域包括支援センター委託後の運営状況報告

【委員長】 島本町地域包括支援センターの職員の方の入室をお願いします。

(地域包括支援センター職員の入室)

【委員】 相談件数について、今は相談しにくい時期ですが、その中で今何かされていますか、今年度の具体的な予定はありますか。

【包括】 ネットワークづくりに関して民生委員の定例会に参加し、いろいろな相談を受けていける体制をしっかりと作っていきたいと思っていましたが、当初の挨拶以降、コロナ禍で、なかなかできていない状況であります。ただ、支え愛ネットワーク等の会議に呼ばれた際には訪問し「新しい地域包括支援センターです」と皆様に周知しています。

【委員長】 ほかの事業も大体、実施しようと思ってもなかなか実施できない状況にあります。

【委員】 資料1-2の1ページ、今年度の重点目標の「地域への周知活動」と「顔の見える関係づくり」のところで、このパンフレットをどこまで配っていますか。相談件数について、令和元年度の実績を見ると去年の電話相談は1年間で2,710件あったのが今年度は444件で、すごく差があるような気がします。PRの仕方を教えてください。地域包括支援センターが移転し、町役場に間違えて連絡がきた等はありませんか。

居宅介護支援事業の委託実績を比較してみると、昨年度との差が大きく、こんなに変化があるものなのか疑問に思いました。

【事務局】 1点目の「総合相談件数が昨年度と比較して少し減少傾向にあるのでは」との質問については、令和2年4月1日から地域包括支援センターを委託したことにあわせて、数字の取り方・集計の部分を見直しています。資料1-3の「(1)相談・訪問状況実績報告」の相談延べ件数と資料1-3の「(2)介護予防ケアマネジメント等実績報告」の件数を足したものが、昨年度までの町直営で総合相談として取っていた件数の合計となり、この2つを足した場合、それほど大きくは件数が変わっていない状況です。

地域包括支援センターが、直営から委託に移ったことによる住民の方の混乱についてのお声は特にありません。4月号の広報誌に、地域包括支援センターが移った旨のチラシを折りこみして全戸配布したことが効果的だったと認識しています。ふれあい

センターに来庁される方もいますが、そういった場合は、昨年度まで担当していた保健師がいったん相談を受けて、その内容を地域包括支援センターにつないで対応しており、大きな混乱はありません。あとは、直営の地域包括支援センターの古い電話番号に電話すると、音声案内により地域包括支援センターが移った旨と、新しい電話番号が流れるように設定しています。また、委託にあたっては、各高齢者団体や民生委員協議会にセンター長と出向いて説明しました。そういった取組から比較的スムーズに移転できたと考えています。

【包 括】 委託の件数については、事業所におけるケアマネジャーの数によって、受けられる数が決まっており、予防プランを多く持つと介護プランが制限されるので、なかなか受けてもらえない状況です。そのため、できるだけ地域包括支援センターで予防プランを受け持つ体制で行っています。

【委員長】 移転先が駅から近いため、来訪者が以前よりも増加しているのではないですか。

【包 括】 4月以降、近くなってよかったという声を聞いています。また、広報を見て来た方もいます。土曜日も開所しているため、以前よりも利便性が向上したと感じています。

【委員長】 通勤帰りや買い物のついでに立ち寄られるような気がしますね。

【包 括】 歩行器を押して、夫婦や家族と一緒に来訪される方もいます。

【委 員】 資料1-2「7 その他」の取組内容の「(2) 職員の研修及び育成」の「②介護従事者の不足の解消に向け」について、島本町では介護従事者の不足はどの程度ですか。また、具体的にどのような取組を検討されていますか。

【事務局】 「職員の研修及び育成」については、これまで直営の地域包括支援センターのときは十分にできていなかったこともあり、これから町と地域包括支援センターでどういった形で実施できるのかを検討していく段階にあります。第8期計画においても、介護人材の育成には力を入れていく必要があることから、他市での取組事例を踏まえ、検討を進めていけたらと考えています。

【委 員】 人材不足について、どの程度不足していますか。例えば、100パーセントのうち何パーセントが不足しているとか。

【包 括】 今、町内で一番不足しているのは訪問介護ではと考えています。例えば重度の方、モーニングケアや夕方の食事、介助などを各事業所に依頼しても人手不足でなかなか受けてもらえない状況もあります。訪問系のヘルパーは資格を持った方でないと伺えないので、どうやって増やしていくのが課題です。

【委員長】 人材確保は大変です。介護する側も高齢化していて、70歳以上のヘルパーも活躍されていると聞いたことがあります、こういったことは島本町だけではなく、多くの自治体で見られる状況です。ひとつの事業所では対応しきれない状況から、一世帯に複数の事業所が訪問しているところもあると聞いたことがあります。

【委員】 介護人材の育成ですが、育成する前に人がいない状況です。5年後10年後にはもっと足りなくなるのではないですか。人集めがまず大変だと思います。

高齢者の虐待について、資料をみると、「疑いのあるところにマニュアルを作る」、「高齢者虐待担当に報告する」など、この流れはその通りですが、現実には虐待を見つけるには「虐待だと思ったら何番にかけてください」とか、見えないところで発見できる動きが必要ではないですか。

【事務局】 高齢者虐待については、主体的な部分は町で、地域包括支援センターは高齢者の支援や虐待が疑われる世帯の状況把握といった形で関わる役割を担うことになります。事業計画には地域包括支援センターの役割を記載しており、高齢者虐待の窓口の周知は、今後力を入れていく必要があると考えています。

地域包括支援センターの内容を記載したチラシには、高齢者虐待の内容も記載しており、虐待の窓口は町にもありますが、地域包括支援センターでも相談できる旨を記載しています。それ以外も、例えば介護事業者などへの周知は地域包括支援センターと相談しながら、力を入れて進めていきたいと考えています。

【委員長】 高齢者虐待も含めて、自宅の中で行われていることというのは気づいたり発見したりするのが難しく非常に難しい問題です。

【委員】 町は、一生懸命対応していますが、どうしても縦割りになっています。例えば、第一校区から第四校区があるのであれば、ある程度情報をまとめて、町として、この人はきちんと見ておかないといけないというデータがないといけないと思います。横のつながりがものすごく希薄です。そういうことを考え直して、地域包括支援センターも一緒に、高齢者が、介護が必要な状態にならないように声をかけあうなど、そういうまちづくりを考えていただけたらと思います。

【事務局】 高齢の方を地域全体で見守っていくということは、介護保険事業の肝になっている部分でもあります。これまでは、各地域で活動されている団体について、団体の枠を超えた話が出てきたときに、どこに相談したらいいのかわかりにくいといったことがありました。そのため、第7期介護保険事業計画で生活支援体制整備協議体を設置し、団体間の活動を知ってもらうために集まる取組を社会福祉協議会にお願いしていますが、第8期計画でも引き続き行う予定です。今回は第二地区を重点的に行いましたが、今後違う地区にも拡大していきたいと担当としては考えています。

また、地域での困難な事例について、その世帯に関わる様々な支援者を集めて、支援の方向性を統一するための会議等も行っています。細かいネットワークづくりと併せて、委員がおっしゃったような大きなネットワークも第8期計画でも進めていけるようにしていきたいと考えています。

【委員長】 地域包括支援センターの職員さんとの意見がなければ、退出していただこうと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(地域包括支援センター職員の退室)

3 第8期保健福祉計画及び介護保険事業計画について

【委員長】 あらかじめ皆様に説明資料を配布していますが、案件3について補足説明があれば事務局からお願いします。

(事務局から補足説明)

【委員長】 例外を除いて、年長者の表記を高齢者に統一をすることですが、いかがでしょうか。

(意義なし)

【委員長】 資料2-3の計画の素案の目次を見ると、1番が「計画策定にあたって」、2番が「とりまく状況」、3番が「取組状況と課題」、4番が「アンケートからみた現状と課題」と、現状と今までのことが述べられていますが、今後の施策、介護保険事業量、事業費がどれぐらいになるのか、保険料がどうなるのかという一番肝心なところが今日はありません。過去のことを今から審議をするということですが、スケジュールをみると、12月に第2回、そして12月から1月にかけてパブリックコメントを行うということで、第8期計画の内容を審議する時間が非常に短いです。問題ないのでしょうか。

【事務局】 第7期計画策定時には、10月25日に会議を開催し、今回の案件と同じ「現状と課題」までを諮問いただいています。前回と同様のスケジュールで今回も進めています。

【委員長】 問題ないということで了解しました。委員の皆様はいかがでしょう。

【委員】 計画の8ページに「島本町介護保険事業運営委員会」において、進行管理を行うと記載されています。庁内で進行管理と進行状況で達成度がどうなのか評価し、その評価が委員会に出され、次の計画に進むものだと思いますが、その辺りが抜けているよ

うな気がします。国の方針に沿って進めるといのはどうも納得できないです。前は進捗状況について、これだけの実績があったという報告があって、次の計画策定という話があった気がします。

【事務局】 第7期計画の総括では、今回議案として提出している第8期計画の素案の前段に第7期の計画の取組状況と課題を示しています。

【委員長】 評価は、出してもらったほうがいいと思います。できている点やできていない点、それから目次の4番は「アンケートからみた現状と課題」となっていますが、アンケートからみた現状と課題ではなく、この第7期の計画の残された課題はどうかという部分を記載する必要があります。また、30ページの地域包括支援センターの運営で、円滑かつ適正に行われているかどうかを審議していくこの委員会の存在が抜けています。

【事務局】 地域包括支援センターの運営の部分については、当該委員会は地域包括支援センターの運営協議会、包括の運営状況の評価、点検の場でもあります。書き方について、必要に応じて修正したいと思います。

また、30ページへの記載は抜けていましたが、41ページの「3-4 自立支援・重度化防止等に向けた目標の達成状況」の「基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」の1番上の指標のところにその記載をしており、第7期計画の取組の評価も下段に記載しています。

【委員長】 独立した項目として挙げておいていただいたほうがいいと思います。検討をお願いします。他の委員はいかがでしょうか。

【委員】 資料2-3の29ページ「介護保険料の徴収状況」ですが、先日新聞で介護保険料の滞納が多いとの記事を見ました。島本町での滞納者数や、その人たちにどうアプローチをしているか、教えてください。

【事務局】 保険料の未納に対し、不納欠損という事務があります。令和元年度で徴収できなかった保険料は全部で37件あって、うち3件が居所不明、2件が死亡、32件が資力無しというものでした。預金調査を行い、資力が確認できた方は、差し押さえの予告状を送付し、最終的に差し押さえを行っています。差し押さえる財産が無い場合、不納欠損の対象となります。預金調査は、未納になった全ての方に行っています。

【委員長】 今度の国の方針の中では感染症対策が一番大きな話になっています。これまでの課題と今後の感染症を考えると、やはりこの第7期計画の振り返りのところの1番最後で、新型コロナウイルス感染症が拡大したという大きな問題について記載し、次の計画で感染症対策をどうするかというところが必要ではないかと思います。それから、

認知症対策で今回1番大きな特徴は「本人発信支援」が指針のなかで記載されているが、本人の意見をどのように汲み上げて事業に展開していくかということが抜けていることが多いです。そういったことが抜けないように計画を作っていただけたらと思います。また、これもよくあることですが、アンケートはアンケート、計画は計画になっていて、計画を作るためにアンケートを実施しているので、そのアンケートがどのように計画に反映されているのかわかるようにしてほしいです。例えば、離職者防止というのが大きな課題で、アンケートでもいろいろ尋ねていますが、それが計画の中に全く出て来ない市町村計画もあります。これは事務局への要望ですが、アンケートを十分に反映する計画づくりをお願いします。

【委員】 コロナ禍で外出を控えている方もたくさんいると思います。さまざまなものに参加できない状況のなかで要介護・要支援の方が増えるといった影響はないですか。

【事務局】 現実として、活動自粛期間については閉じこもりになる方が多くいました。現実にあります。実際、いきいき百歳体操にずっと参加していた方が、行けなくなったためデイサービスに行くようになったという方もいました。運動型デイサービスの利用が増えたところはあると感じています。

【委員】 資料2-3の40ページ、訪問型サービスA従事者養成研修の評価のところ「就労している人が少ない状況にあるなどの課題に直面しています」という以前に、このあり方がどうなのかについて真摯に反省したほうがいいと思います。募集をかけても集まらない背景が何か、これだけ人材を確保しようという努力がどうだったのか、事業所でさえ人を集めるのは大変なのに、表現方法が違うのではないかなという感じがします。また、39ページのなかで、第二地区を対象にワーキングで集まって取組を行うという報告を受けていますが、そのなかで新たにグループが立ち上がるということを知っていないので、具体的に教えてください。

【事務局】 1点目の訪問型サービスA従事者養成研修の部分では、他市も同じような形で養成研修を行っています。いずれの市もなかなか受講者が集まらないということと、受講されても実際に従事する場がないという課題があり、本町も同じような課題を抱えています。これらは、総合事業のあり方の部分にも影響があると思いますが、その部分を分析する必要があり、サービスAの養成については、今後やり方を少し工夫し、他市のやり方を参考とするなど工夫が出来ればと考えています。

生活支援体制整備事業の第二地区で立ち上がった活動団体ですが、男性が参加できる場が少ないとのことから、男性が運動と手話を合わせてできるサークルのようなものが立ち上がったということを知っています。

【委員長】 今の説明のように、総合事業の訪問型サービスはどこも苦戦されています。他市の成功事例を参考にさせていただいたらと思います。

【委員】 介護事業は、要支援・要介護になった人が対象で、例えば年長者クラブは要支援・要介護にならないようにするために運動をすとか、今回は新型コロナウイルス感染症の影響により色々な事業ができなくなっていますが、もう少し町のほうにも柔軟に対応していただけたらと思います。町と大阪府、国の連携を取るような形で、柔軟に考えてやっていただけたらありがたいです。

【委員長】 要支援・要介護の人だけではなく、要支援・要介護にならないようにということですね。事務局より回答願います。

【事務局】 年長者クラブの事業は、計画の 19 ページに第 7 期計画の成果を記載しています。コロナ禍の中で、高齢の方の外出についてどう取り組んでいくのかは難しい部分もありますが、今後どのような取組ができるのか一緒に考えていけたらと思っています。

【委員】 資料 2-3 の 45 ページ「ケアプランの点検」で、点検すると見えてくるのがいくつかあると思います。この文章表現を見ると、ケアプランの点検を行うことができ、介護給付の適正化にも大きく資するとありますが、この点検から見えてきたことと、どの部分が適正化に寄与したのか教えてください。

【事務局】 ケアプラン点検は昨年度から業者に委託しています。介護支援専門員の知識がない町職員が行うよりも精度の高い点検を行うことができたことと認識していて、講師からは利用者のことをよく見て作成されていると評価を受けました。しかし一方で、ケアプランの長期目標と短期目標の関連性が曖昧なものや目標が逆になっているものもあり、そういった点を整理するとよりよい給付になると指摘を受けています。

【委員長】 介護給付の適正化というのは、ケアプランの適正化だけではないような気がしますが、そのように感じているのでしょうか。

【委員】 例えば、ケアプランの点検を通じて、その人の状態と照らしてサービスが過剰ではないかと思えるものが見えてくると思います。それが適正化の流れだと考えていますが、先ほどの説明ではわかりにくかったです。

【事務局】 サービス過剰の部分については、限度額に近い方のプランについて、作成者と面談を行いました。特に問題はありませんでした。状態に合わないサービスを使っているなどは、ケアプラン点検でも指摘しています。また、本町でも国民健康保険団体連合会の縦覧点検の資料でチェックしています。適正化に向けた取組は、ケアプラン点検以外にも実施しています。

【委員長】 概ね理解できました。例えば、ホームヘルパーを 100 回派遣していても、問題はそれが適正かどうかということですね。しなくていいサービスまでやっているという極

端にいうとそういうこと。悪質なものがないかどうかです。私のイメージでは介護給付の適正化というのはそういうものでした。

【委員】 町は介護保険に関しては事業主のため介護給付の視点はしっかりと持ってほしい。たまたま島本町はそういうことがありませんでしたが、他の市町村では請求ミスや、大阪府では事業停止とかいくつかの事例がありました。そういうことをきちんとやることは保険料に影響するので、その辺りの視点はしっかりと持ってほしいです。これから介護保険料は下がらないと思います。適正化は行政が自主的にやれることなので、力を入れてほしい。

【委員】 虐待の件について、31 ページの相談内容では平成 30 年度と比べると令和元年度は大きく増加しています。令和 2 年度も、町と分けている割には結構な件数があり、これは実態として、1 件の回数が多いのですか、それとも実件数が増えているのですか。

【事務局】 虐待の相談について、例えば 1 世帯でその年度に複数回相談や支援があった場合には、それぞれ 1 件ずつ計上しています。今回は 1 つのケースで複数回相談があったため増加したものと考えていますが、件数も増加傾向にあると認識しています。

【委員】 虐待のことにしても、アンケートのどこかで、何かあったときに自分では逃げられないし、介助してくれる人もいないという方が 2 割近くいました。ここだけの問題ではなく、地域のつながりが希薄になってきているので、何とかならないかなと思います。

【委員長】 一般的な状況では、高齢者虐待の一番多い加害者は、夫や息子といった男性が 6 割ぐらいだそうです。そういう分析も必要だと思います。なぜかという、(夫婦二人世帯の場合) 妻が倒れると夫が介護しなければなりません、男性は家事ができない方が多く、家事ができない方が介護もしなくてはいけないという過酷な状況に追いやられてしまう。ましてや認知症になった奥さんを男性が見るとするのは不可能に近いです。

【委員】 男性は、達成感のない仕事が嫌ですよ。

【委員長】 ある意味で責任感が強く「俺が何とかしないといけない」という考えで、頼り下手、助けてと言えないのです。女性の方は、情報交換しながらうまく生活を成り立たせる術を知っていて、そこら辺はずいぶん違うと思います。しかも 65 歳を過ぎて、男が家事をするというのはとてもじゃないけど難しいです。肉体的にも、技術的にも、精神的にも難しいです。料理だけでもできなくて、虐待が起こる可能性がどうしても高くなります。

他はいかがでしょうか。次の会議で第 8 期計画の内容ができたとき、さらに詳しく

見ていただいて、意見を頂戴出来たらと思います。

4 その他

【委員長】 事務局から連絡事項等あれば、説明願います。

【事務局】 第2回の運営委員会については、日程調整の結果、12月18日の午後2時から開催させていただきますことになりました。改めて、文書を送付します。

(閉会)